



STEP 1

企画設計

地域の特性や工事現場の性質、歴史的な経緯などを考慮し企画を検討

- 目的(地域活性化、景観向上など)の明確化
- ターゲット(地域住民、観光客など)に合わせたアートコンセプトを検討
- アート掲出の方法や、アート制作方法を検討
- 実施予算を検討
(アーティストフィーや掲出に必要な工事、最後の撤去費用など)
- 屋外広告物条例や景観条例などの規制や手続きを確認

次ページにて
解説

STEP 3

施工・設置

アートを掲出するために使用する素材などを決定
(ターポリン・シートの種類など)

- アーティストや施工業者など、プロジェクトに係るメンバーで相談し、最も適したものを選定
- 掲出期間によっては、アート作品を保護するコーティングも検討するなど、耐久性の確認も重要

STEP 2

アーティストの選定・デザイン制作

企画をもとにテーマに合ったアーティストを選定、依頼しデザインを作成

- アーティストの選定にはキュレーター*やアートディレクターと呼ばれる専門家に相談することも可能
- 地域活性化に向けた住民との共同制作のケースでは、地元によりあるアーティストへの依頼も選択肢のひとつ

*キュレーターとは、展覧会やアートイベントなどで作品の選定・展示企画を行う専門家で、アーティストの魅力を引き出す構成や演出を担う。

STEP 4

アート公開

- アート作品の公開後の定期的な点検やメンテナンス
- SNS等で周知拡散

東京都屋外広告物条例

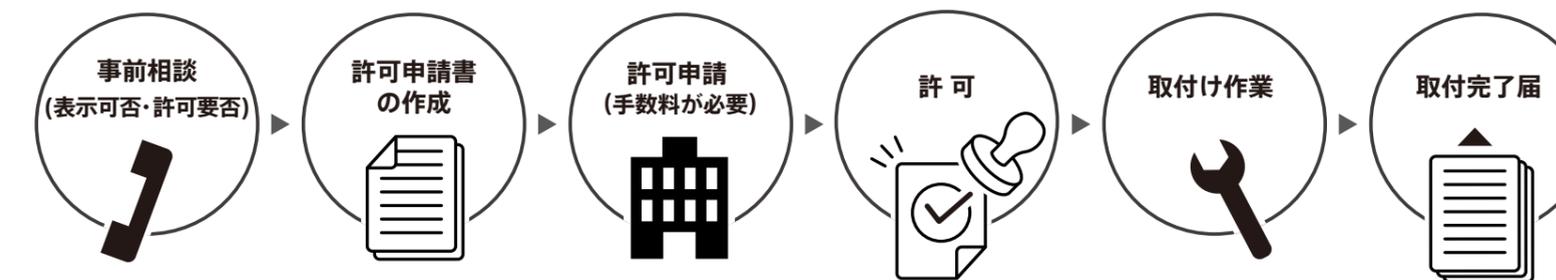
アートは屋外広告物に該当するのか？

- ▶ 具体的なイメージや観念を表しているものであれば、文字で表示されていない絵・シンボルマークなども、その表示する内容にかかわらず、屋外広告物として扱われる

1. 屋外広告物の定義

屋外広告物とは、商業広告に限らず、①「常時又は一定の期間継続して」②「屋外で」③「公衆に表示されるもので」④「看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のものに表示・掲出されたもの等」をいう

2. 屋外広告物申請手続の流れ



掲出中の管理

許可期間・許可番号等を表示した標識票を見やすい箇所にはり付けなければならない

掲出終了後

除却届を提出

3. 条例に基づく規制

- 仮囲いの表示面積の上限については、掲出場所の許可権者に確認する
- 宣伝の用に供されていない絵画、イラスト等であり、規格等の要件に適合している場合は、屋外広告物表示・設置届の提出で対応できる場合もある
- 屋外広告物の出せないところ、出せるところ
- ① 禁止区域：屋外広告物を出すことを禁止する必要がある地域（自家用広告物であれば20㎡まで許可を受けて掲出することができる）
道路は禁止区域 → 仮囲いが道路にはみ出ている場合は掲出不可
- ② 許可区域：許可を受けることにより屋外広告物を表示することができる地域

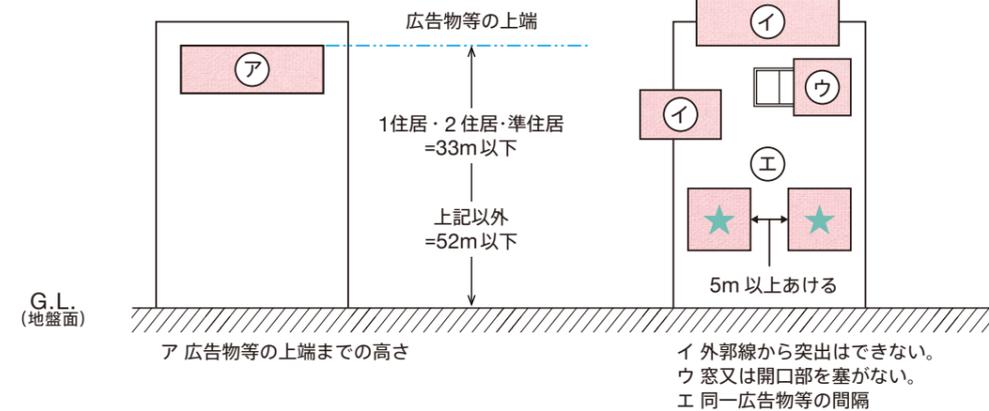
○守らなければならない広告物の規格

掲出に際しては、規則で定める規格が適用されるので、実際に広告物を出そうとする場合には、必ず事前に屋外広告物取扱窓口（各許可権者）に相談する

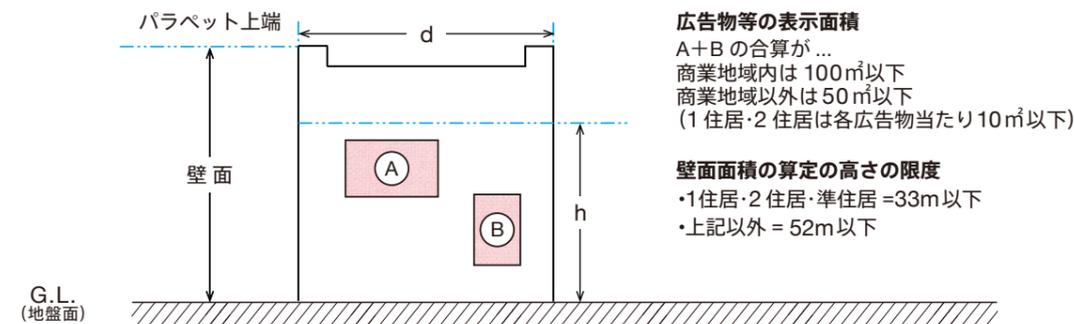
【参考】
屋外広告物のしおり



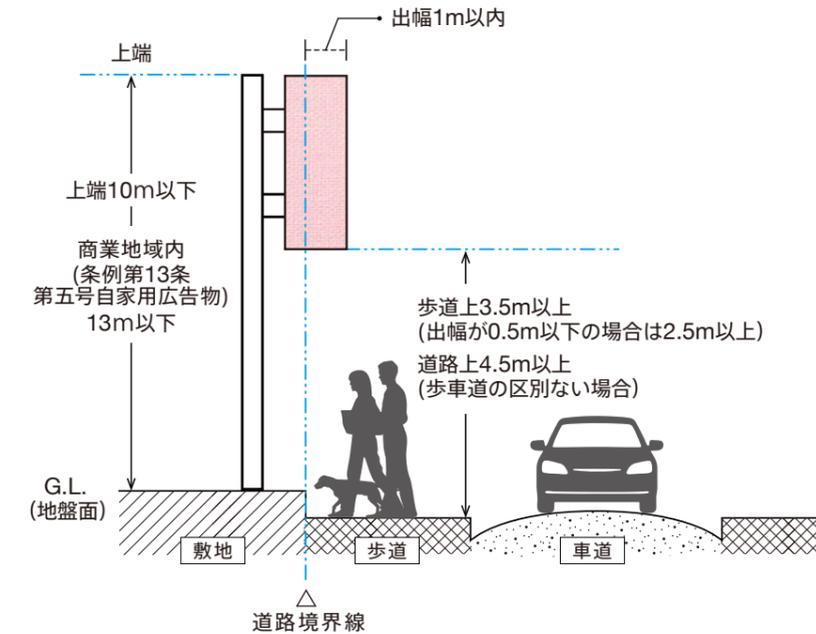
【例：「建築物の壁面を利用する広告物等」の規格を準用する場合】



オ 壁面面積 $S = h \times d \rightarrow$ 広告物等表示面積合計 $= A + B \leq S \times 3/10$



【例：「土地に設置する広告塔及び広告板」の規格を準用する場合】



その他必要手続きなど

- ・掲出する場所によっては「景観事前協議」が必要な場合がある ※色彩の制約など
- ・アーティストが一定時間道路上で作業を行う場合などは、道路交通法に基づく「道路使用許可申請」や道路法に基づく「道路占用許可申請」が必要な場合がある
- ・八王子市は中核市に移行したため、八王子市屋外広告物条例に基づく規制が適用される
- ・町田市は景観行政団体として独自の条例を施行したため、町田市屋外広告物条例に基づく規制が適用される



都市空間の一角を彩ることで、無機質だった工事現場が魅力的な景観へと変え、誰もが身近にアートを楽しめる環境づくりを目指し、東京都では、民間企業や団体が実施する工事現場を活用したアートプロジェクトに対して、経費の一部を支援しています。都市の新しい魅力づくりに貢献する取り組みを後押しします。

□ 対象となる事業

東京都内の工事現場に設置される仮囲いや養生幕等を活用したアートプロジェクト

屋外広告物条例や景観条例など、必要な法的手続きを行い、助成対象期間内に公開が可能な事業

※申請時点で許可申請が完了している必要はありませんが、助成の採択が許可取得を保證するものではありません。

※許可が得られず掲出できなかった場合、助成金は交付されません。

□ 助成内容

製作・施工費：助成対象経費の1/2以内、上限1,000万円

アート・デザイン制作費：実費で上限300万円まで支援（超過分は施工費に含めて申請可能）

※2025年度より、助成対象経費には消費税および地方消費税相当額は含まれません。

□ 実施期間

公募から約1年の間に設置が完了する事業が対象です。

作品の完成・公開開始をもって助成事業は完了とみなされます。

□ 申請資格

東京都内に本部事務所または本店所在地を有する民間企業、企業グループ、協議会、芸術団体、実行委員会 など

個人や国・地方公共団体は申請者にはなれませんが、実行委員会のメンバーとしての参加は可能です。

□ 採択のポイント

審査では、以下の観点で総合的に評価されます。

◎実現性 ◎魅力的な空間、景観 ◎企画力 ◎発信力 ◎訴求力



TOKYO CITY CANVAS 助成については、
公益財団法人 東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京の
ウェブサイトをご確認ください。





Q | 仮囲いにアートを掲出する方法にはどんな種類がありますか？

A | 一般的には塩化ビニル製のグラフィックシートにアートを印刷して貼付することが多いです。仮囲いに直接ペイント、養生幕にアートを印刷して囲うといった方法もあります。

Q | 制作から掲出までのスケジュールはどれくらいですか？

A | 企画からアートの掲出まで約半年～1年ほどかかることが多いです。

Q | アートの掲出にはどのような手続きが必要ですか？

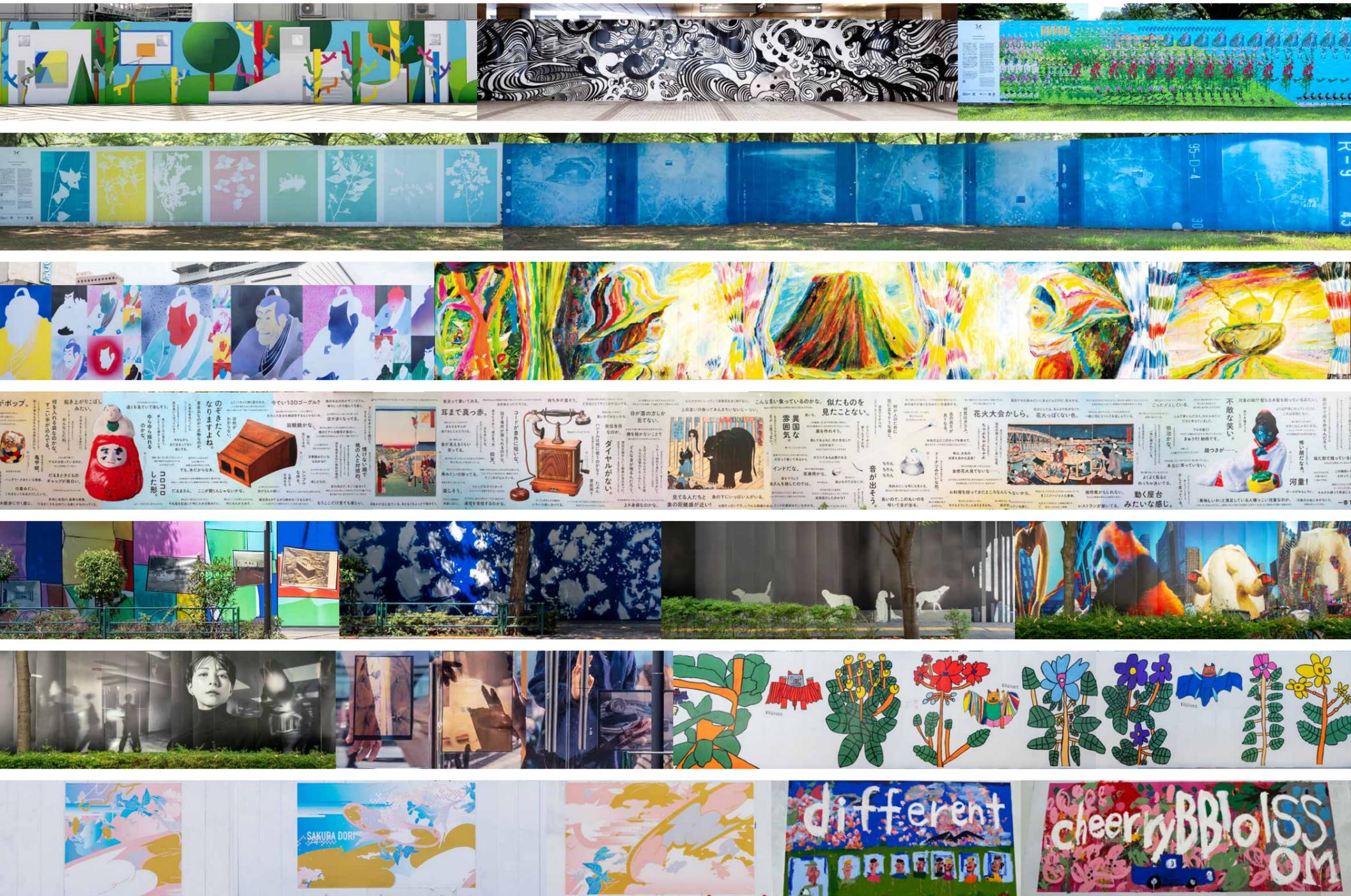
A | 東京都屋外広告物条例に基づく申請や景観協議が必要になる場合があります。また、アート施工にあたっては、道路使用許可申請や道路占用許可申請が必要な場合もあります。企画段階で関係自治体等へ確認することが必要です。

Q | アーティストの選定はどのようにしていますか？

A | キュレーターやアートディレクターなど専門家へ依頼し、アーティスト候補を推薦してもらうことをお勧めします。その中からプロジェクトのメンバーで協議の上決定することが多いです。

Q | アートの内容はどのように決めていますか？

A | アーティストと事前にコンセプトを提示し擦り合わせた上で、それを踏まえたスケッチ、ラフ案をもとにアートの内容を確認しています。また、許認可の関係でデザインや大きさに制約を受けることもあります。申請の際にご確認ください。



一人ひとりと生きるまち。



2026年3月発行

編集・発行：東京都生活文化局文化振興部企画調整課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話：03(5000)7227

デザイン・印刷：株式会社4X
〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2
電話：03(3238)0704

登録番号：(7)9



VOC(揮発性有機化合物)成分フリーのインキを使用して印刷しました。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。